

第2類 議会・監査

第1章 議会

島原地域広域市町村圏組合議会定例会の回数に関する条例

昭和46年4月30日条例第1号

島原地域広域市町村圏組合議会定例会は、毎年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和46年において、すでに開いた島原地域広域市町村圏組合議会定例会の回数については、この条例の規定により開いた回数とみなす。